

令和6年議案第2号

愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年7月1日提出

愛北広域事務組合

管理者 岩倉市長 久保田 桂朗

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するため、改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第10条 給与条例第19条の規定は、任期の定めが6月以上の職員（管理者が規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬（管理者が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあり、及び第3項中「第1項」とあるのは、「第10条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。